

川崎市消防局オンライン手続かわさきの利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程（平成18年消防局訓令第18号。以下「規程」という。）に基づき、オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）を利用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年川崎市条例第4号）及び規程で使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI） 市の機関等に係る申請等の受付や手数料等の納付等を行うための電子情報処理組織で総務企画局デジタル化推進室が所管する汎用受付システム（以下「本システム」という。）をいう。
- (2) ID 申請等を行う者が設定し本システムに備えられたファイルに登録する識別符号をいい、メールアドレスとする。
- (3) パスワード 申請等を行う者を確認することを目的として、申請等を行う者が設定し、本システムに備えられたファイルに登録する暗証符号をいう。
- (4) 利用者登録 申請等を行う者の氏名、住所その他必要な基本項目を本サービスに備えられたファイルに登録することをいう。

(利用者登録項目)

第3条 前条第4号の規定による利用者登録の内容は、次の各号に掲

げる場合における基本情報のうち必要な項目とする。

(1) 個人の場合

- ア ID
- イ パスワード
- ウ 氏名
- エ 郵便番号
- オ 住所
- カ 電話番号
- キ 生年月日

(2) 法人又は事業者の場合

- ア ID
- イ パスワード
- ウ 法人名又は事業者名
- エ 郵便番号
- オ 所在地
- カ 代表者名
- キ 連絡先電話番号
- ク 担当部署
- ケ 担当者名
- コ 担当者生年月日

2 消防長又は消防署長（以下「消防長等」という。）は、前項に規定する情報を適切に管理しなければならない。

（利用者登録における本人確認に必要な事項）

第4条 第2条第4号の規定による利用者登録を行う者は、次の各号に掲げるいずれかのものを本人確認事項として選択しなければならない

ない。

(1) ID及びパスワード

(2) デジタル庁が提供するGビズIDサービス

(ID及びパスワードによる利用者登録手続)

第5条 ID及びパスワードによる利用者登録を行う者は、第3条第1項に規定する情報を自己の責任で利用者登録を行う者の使用に係る電子計算機から入力して本システムに備えられたファイルに送信し、登録を行う。

(ID及びパスワードの管理)

第6条 利用者登録を行った者は、登録したID及びパスワードを他人に漏らしてはならない。

2 ID及びパスワードにより利用者登録を行った者は、パスワードを失念した場合、登録済みのメールアドレスが利用できるときは、新しいパスワードの登録を行うこととする。

3 利用者登録を行った者は、登録したIDを原則として変更することとはできない。

(利用者登録情報の変更)

第7条 利用者登録を行った者は、利用者登録情報に変更が生じた場合は、遅滞なく変更しなければならない。

(利用者登録の削除)

第8条 利用者登録を行った者は、本システムの利用を行わなくなった場合は、利用者登録の削除をすることができる。

(利用者登録の抹消)

第9条 消防長等は、利用者登録を行った者が次のいずれかに該当する行為を行ったと認めるときは、当該行為を行った者の同意の有無

にかかわらず利用者登録を抹消することができる。

- (1) 法令又は利用規約に違反した利用又はその恐れがあるとき。
- (2) 利用者登録した内容に虚偽があったとき。
- (3) 利用者登録した内容に変更があり、当該内容の変更を長期間行わないとき。
- (4) 本システムの運営を故意に妨害する行為があったとき。
- (5) 本システムの利用に関して不正があったとき。
- (6) 前各号のほか、消防長等が本システムの安全な運用に支障があると認めたととき。

(本システムを利用して行うことができる申請等)

第10条 本システムを利用して行うことができる申請等は、本システムにおいて手続の一覧を表示したページに登載した手続のうち、本システムにログイン（本システムに接続して申請等を開始するものをいう。以下同じ。）して行うものとする。

(消防長等の指定する電子計算機)

第11条 規程第5条第1項及び同条第5項に規定する消防長等の指定する電子計算機は、本システムを構成する電子計算機とする。

(申請等を行った者を確認するための措置)

第12条 規程第5条第2項ただし書及び同条第3項に規定する消防長が別に定める方法は、申請等を行う者が本システムにログインをする際に第4条各号に掲げるもののいずれかを送信する方法とする。

(添付書面等の取扱い)

第13条 規程第5条第5項に規定する添付書面等に記載すべき事項は、本システムが提供する様式に入力し、本システムを使用してこれを送信することができる。

(添付書面等の省略)

第14条 規程第5条第6項の規定により消防長が提出を省略させることができる添付書面等は、本市のホームページに登載する一覧に掲げるものとする。

(申請情報の照会等)

第15条 利用者登録を行った者が申請等を行ったときは、本システムにより、自らの申請情報に係る内容の照会、処理状況の照会、修正及び取下げをすることができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるものを除くほか、本システムの利用に関し必要な事項は、市長事務部局の例による。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。